

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月16日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成15年10月27日起案の「行政文書の再開示決定について（伺い）」の中で明記されている「土木建築部と検討・協議した結果」について、その協議内容を記録している文書（聞取票を含む全ての文書を対象とし、既に開示された当該決裁文書等は、開示請求の対象から除く。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、土木建築部と検討・協議した内容を記録している文書（以下「本件対象文書」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月5日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月13日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成16年1月5日付け東広建竹第288号による行政文書不存在通知書は、竹原支局が作成した平成15年10月27日起案の「行政文書の再開示決定について（伺い）」の中で明記されている「土木建築部との検討・協議した結果」を記録した文書等がないということを、公文書をもって明記したことになり、全く不自然な処分である。従って、竹原支局は、当該検討・協議録を記載した文書を隠匿しているものと想定される。
- (2) 上記のとおり、常識的には存在すると考えられる文書を隠匿している疑義があることから、具体的な検討・協議録（聞取票を含む。）を記載している文書を速やかに

開示するよう要求する。

- (3) 起案文書に参考資料として綴じ込まれている検討・協議の内容を記録したメモなどを隠匿しようとしたものである。
- (4) 広島県は、行政文書の再開示決定理由について、「その内容が単純なものであった」と公文書に明記した。これは、「自動車交通不能」として法的な管理がされている道路を「人命が危険であろうとなかろうと、当該道路は竹原市道であることのみを根拠に、危険でも通行せよ」と公文書に明記し、不当かつ違法な処分を強行した職員の裁量権の濫用と同じ次元の理由を引用した行政手法に対して抗議する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

1 本件異議申立てに至る経緯

- (1) 平成15年8月10日付け行政文書開示請求
- (2) ア 平成15年8月25日付け行政文書部分開示決定通知（東広建竹第42号）
イ 平成15年8月25日付け行政文書不存在通知（東広建竹第43号）
- (3) 平成15年9月1日付け異議申立て〔(2)アに対するもの〕
- (4) 平成15年11月6日付け行政文書部分再開示決定通知（東広建竹第193号）
- (5) 平成15年11月10日付け行政文書開示請求
- (6) ア 平成15年11月25日付け行政文書部分開示決定通知（東広建竹第222号）
イ 平成15年11月25日付け行政文書不存在通知（東広建竹第223号）
- (7) 平成15年12月21日付け異議申立て〔(6)イに対するもの〕
- (8) 平成15年12月15日付け行政文書開示請求《本件請求》
- (9) 平成16年1月5日付け行政文書不存在通知《本件処分》（東広建竹第288号）
- (10) 平成16年1月13日付け異議申立て《本件異議申立て》

2 本件処分について

本件異議申立てで異議申立人の主張する「土木建築部との検討・協議した結果」とは、上記1(4)の部分再開示決定に係る起案文書中の記述を指しており、当該起案文書は上記1(6)アで部分開示の対象となったものである。

上記1(2)アの部分開示は、入札のための閲覧に供されていた仕様書を部分開示したものであり、また、1(4)の部分再開示決定に係る起案文書は、同1(3)の異議申立てに対して、部分再開示することが妥当であるか否か及び部分再開示する場合の内容を検討・協議した結果の意思決定を稟議したものである。

起案文書には、意思決定に必要な最小限度の事項が記載されるものであり、本件異議申立てに係る起案文書への記載として必要な事項は部分再開示の対象となる内容であり、議事録のように検討・協議の内容が必ずしも記載されるものではない。

そして、本件異議申立てに係る起案文書作成に際しての検討・協議は、土木工事標準積算基準書、業務関係積算基準及び標準歩掛で公開されている情報を追加で開示することについて電話により行い、その内容は単純であったため、当該検討・協議の内容は記録されていない。

したがって、異議申立人の主張する検討・協議を記録した文書が保有されているものではない。

以上のことから、条例第2条第2項に規定する行政文書として、異議申立人の主張の趣旨に合致するものは存在しないため、開示することはできないとした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成15年10月27日付け起案の「行政文書の再開示決定について（伺い）」の中で明記されている「土木建築部と検討・協議した結果」について、その協議内容を記録している文書（聞取票を含む全ての文書を対象とし、既に開示された当該決裁文書等は、開示請求の対象から除く。）であり、実施機関は、作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、竹原支局で平成15年10月27日に作成された「行政文書の再開示決定について（伺い）」の起案文書中に、明記されている「土木建築部との検討・協議した結果」について、記録した文書がないという不開示（不存在）決定は、全く不自然な処分であると主張する。

これに対し実施機関は、「起案文書には、意思決定に必要な最小限度の事項が記載されるものであり、本件異議申立てに係る起案文書への記載として必要な事項は部分再開示の対象となる内容であり、議事録のように検討・協議の内容が必ずしも記載されるものではない。」と説明する。

当審査会において、竹原支局が作成した平成15年10月27日付け「行政文書の再開示決定について」の起案文書を見分したところ、「公開されている土木工事標準積算基準書、業務関係積算基準及び標準歩掛を基に内容を土木建築部と検討・協議した結果、数量、単価、金額を一部開示する」こととした記載が見受けられたが、実施機関は「本件異議申立てに係る起案文書作成に際しての検討・協議は、土木工事標準積算基準書、業務関係積算基準及び標準歩掛で公開されている情報を、追加で開示することを電話により行い、その内容は単純であった」と説明していることから、その内容が起案文書に記載されていないとしても不自然ではない。

また、当審査会において、聞取票作成に関する根拠規定を確認したところ、広島県文書等管理規程（平成13年4月1日訓令第5号）第18条の規定で、電話又は口頭で受けた事案のうち重要なものについて作成するようになっていることから、上記のような軽易な内容について、聞取票が作成していないとしても不自然ではない。

以上のことから、実施機関が本件対象文書を保有していないとして不開示（不存在）とした決定は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 11. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 11. 29	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 4. 28	・ 異議申立人から意見書を収受した。
20. 5. 8	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 9. 18 (平成 24 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 10. 18 (平成 24 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授